

級保険料日額及び第三級保険料日額の変更に係る部分に限る。)、第三十三條第一項、第三十六條、第三十九條、第四十二條並びに第四十五條の二の命令等

八 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二條第四号、第二十四條第一項第三号及び第二十五條第一項(同項の計画に係る部分に限る。)

九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第十三号)第十條第一項、第十一條第四項、第十三條の三第三項及び第十三條第二項の命令等

十 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第十條の四第一項、第十三條第一項及び第三項、第十八條第三項、第二十條第一項(同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)

十一 高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一條第一項(同項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に係る部分に限る。)

十二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四條第一項第三号、第三十五條の四第一項並びに第四十條の二第一項第二号、第四号及び第五号の命令等

十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号及び第三号から第五号まで、第五條第二項、第三項及び第四項第二号、第六條第一項第二号(同法第九條の三第二項、第六條の六第二項において準用する場合を含む。)

十四 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第十五條第一項の命令等

十五 前号に掲げるもののほか、用語の整理、二 項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

同条第一項の厚生労働省令で定める日に係る部分に限る。)

同条第一項の厚生労働省令で定める日に係る部分に限る。)

同条第一項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)

同条第一項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)

同条第一項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)

同条第一項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)

同条第一項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)

同条第一項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)

同条第一項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)

同条第一項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)

同条第一項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)

用する場合を含む。)、第三項(同法第二十二條第一項において準用する場合を含む。)

用する場合を含む。)

用する場合を含む。)

用する場合を含む。)

用する場合を含む。)

用する場合を含む。)

用する場合を含む。)

用する場合を含む。)

用する場合を含む。)

用する場合を含む。)

附則(平成九年三月二八日政令第八四号)抄

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則(平成九年三月二八日政令第八四号)抄

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年七月二四日政令第三一九号) この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年一二月三日政令第四八七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年一二月一〇日政令第四九三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年一月五日から施行する。

附則 (平成一五年一二月一七日政令第五二三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年十二月十九日)から施行する。

附則 (平成一六年一月三〇日政令第一四〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月五日政令第三二二号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月二六日政令第八三三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年五月二六日政令第一八一号) 抄 (施行期日) この政令は、機構の成立の時から施行する。

附則 (平成一六年一二月三日政令第三八三三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律(次条において「平成十六年改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。

附則 (平成一八年二月三日政令第一八八号) 抄 (施行期日) この政令は、行政手続法の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成一八年八月三〇日政令第二八六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則 (平成一八年九月二六日政令第三一八号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年一〇月二二日政令第三三二五号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年七月一三日政令第二一〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

附則 (平成一九年八月八日政令第二五二二号) 抄 (施行期日) この政令は、廃止法の施行の日(平成十九年八月十日)から施行する。

附則 (平成二〇年二月二〇日政令第二八八号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一一六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年九月二二日政令第二八三三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月二三日政令第五二二号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年一二月二四日政令第二九六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則 (平成二二年一二月二八日政令第三〇五号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月二五日政令第四〇号) 抄 (施行期日) この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年六月三十日)から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日政令第七〇号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年五月二七日政令第一五一号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附則 (平成二三年八月一〇日政令第二五七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年八月一〇日政令第二一一号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附則 (平成二六年三月二四日政令第七三三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成二六年七月二日政令第二四四号) 抄 (施行期日) この政令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成二六年八月六日政令第二七三三号) 抄 (施行期日) この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年八月十八日)から施行する。

附則 (平成二七年九月二九日政令第三四〇号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附則 (平成二八年一月二九日政令第二七七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二九日政令第二七七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二九日政令第二七七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二九日政令第二七七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

附則（平成二八年三月三一日政令第一四〇号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一四一号）

この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二八日政令第三六一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年二月七日政令第三七二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年二月二六日政令第三九九号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二九年一月一日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日政令第一二九号）

この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年六月三〇日政令第一七六号）

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（平成二九年七月二六日政令第二〇三号）

この政令は、平成二十九八月一日から施行する。ただし、第四条第一項第十二号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（平成三〇年五月三〇日政令第一七五号）抄

（施行期日）
1 この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附則（平成三〇年九月七日政令第二五三号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年四月一七日政令第一五五号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月一四日政令第二七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第二号において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第十条及び第十一条（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令附則の改正規定に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定 公布の日

附則（令和元年二月二六日政令第二一一号）

この政令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三一日政令第一三八号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年七月八日政令第二一九号）

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。ただし、第九条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

附則（令和三年八月二五日政令第二三五号）

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

附則（令和三年九月二七日政令第二六八号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年一月一九日政令第二三三号）

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年三月三一日政令第一七一号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法施行令第三条の改正規定及び第三条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附則（令和五年二月二七日政令第三七九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

附則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年一月一九日政令第二三三号）

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。ただし、第二条中行政手続法施行令第四条第一項第十三号の改正規定（「第二十三条第一項」を「第二十二條の二、第二十三條第一項」に改める部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三一日政令第一七一号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法施行令第三条の改正規定及び第三条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附則（令和五年二月二七日政令第三七九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

附則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附則（令和六年五月一七日政令第一八六号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。